

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和7年6月9日(月)午前 10 時～午前 10 時 42 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委 員 長 水野忠三 副委員長 堀江珠恵 委 員 片岡健一郎
委 員 谷平敬子 委 員 大野慎治 委 員 井上真砂美
委 員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、
教育部長 石川文子
行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、市民窓口課長 佐野亜矢、同統
括主査 櫻井祥仁

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 45 号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
陳情第 6 号	「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書	聞きおく
陳情第 11 号	保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第 12 号	介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第 13 号	国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく

◎委員長（水野忠三君）　ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。このほか、陳情4件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎市民協働部長（伊藤新治君）　最近、天候が不安定な日々が続いておりますが、梅雨入りが近づいているようです。

今年の梅雨は大雨が降るという予報も出ていますので、私どもとしても注視してまいりたいと考えています。

また明日10日は交通安全街頭指導がございますので、御協力のほうよろしくをお願いします。

本日の審議は国民健康保険税の一部改正について御審議をいただきますので、グループ長以上出席しておりますので、丁寧な説明に努めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君）　ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第45号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　今回の国民健康保険税条例の一部改正については、賦課限度額の引上げと低所得世帯に対する軽減措置の拡大ということであります。

まず、賦課限度額の引上げですが、本会議では対象となる世帯数等が言われました。どのぐらいの所得の段階のところから影響を受けていくのかというところをまず教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君）　今回の改正によりまして、支援分の賦課限度額を超過する世帯のおおよその収入なんですけれども、40歳以上で構成する1人世帯の場合ですと、給与収入がおおむね1,070万円を超える世帯が該当してまいります。改正前と比較しますと約60万円の増額となります。

また、40歳以上の夫婦と就学児童の3人で構成する世帯の場合ですと、給

与収入が約990万円を超える世帯が該当するものとなります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。一般的に見て、高額な所得のある世帯が影響を受けていくということであります。

賦課限度額というのは、負担能力に応じて負担をするという応能負担の原則からいっても、なかなか高額所得者の頭打ちということで、私たちとしては、社会保障の財源を生み出すという点でいえば賦課限度額の引上げは進めていくべき、むしろなしにして所得に応じた負担をさせるべきだというふうに考えているところです。

ですからこの制度を、引き続き国の政令の状況によるとは思いますけど、引き続き引上げを図ってほしいなと思います。

それで、本会議では全体で2%程度の方が頭打ちになっているという状態だというふうに思います。そんなような話だったと思いますが、被用者保険との比較でこの辺がどうなるのかというところでありまして、被用者保険の人たちでいえば1.5%ぐらいの人たちが残るようなというふうな、そういう政令で改正されてきているのかなというふうに思いますけど、その辺で見ると、岩倉市の状態だけじゃなくて全国の自治体の国保の関係を見るのかなと思いますけど、今後の賦課限度額の引上げについてはどのような感じになっているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） 限度額の改正につきましては、おっしゃられたように被用者保険、会社員などが加入するものなんですけれども、被用者保険の基準であるこの1.5%に近づけていくという方針は、これまでも国のほうでも示されております。

今回の限度額の改正につきましても、被用者保険とのバランスを見て乖離が生じる見込みとなった場合ということで改正されています。

今後国民健康保険は、被用者保険と比べまして高齢者や所得の比較的低い方の割合が多いものですから、やはり財政的な構造の課題を抱えております。

国のほうでも、今都道府県化ですとか制度改革は進めていますけれども、本市としましても医療費の適正化ですとか予防事業の推進等に取り組みまして、制度全体の持続可能性を高めるための視点として今後も取り組んでいきたいと思いますので、限度額改正についてはこの国の方針に基づいて基準を合わせて進めていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

よく賦課限度額の引上げのときに国保運営協議会等の議論を聞いていますと、何て言ったかな、高額所得者が負担するのをためらわないようにみたい

な、そんな理由でやられているというのが、これは国の考えなんですかね。負担意欲というのかな、納付意欲を損なうみたいな、そんな言い方をしていると思うんですけど、国民健康保険というのは本当に大変な制度だというふうに思っていて、低所得になればなるほど所得に対する税負担が重くなってくるという制度ですから、非常に低い所得の人たちでいえば、所得の4割ぐらいが保険税で持っていかれちゃうという仕組みになっていますね。

私も国民健康保険ですからこの負担の重さはよく分かりますけど、今回は国保の税率については改正がないもんですからよかったですけど、過去2年間引上げがありまして、これで私500万ぐらいの課税所得になると思うんですけど、議員の報酬でいうと、15万円ぐらい上がっていますので、そういう所得が上がらなくても税負担が重くなっていくという、これは県が示す納付金によって決まるわけで、こういう制度というのは国民健康保険と後期高齢者医療制度しかないんですよ。ほかの被用者保険というのは、やはり所得が増えればそこに負担が増えてくという仕組みになっていますので、非常に重い制度だというふうに思っています。

ですから、一応国のことに従って賦課限度額の引上げについては取り組んでいくということでもありますけど、その辺についてはしっかり把握をしておいていただいた上で進めていただきたいということをお願いしておきます。

それでもう一点は、低所得世帯に対する軽減措置の拡大で、それぞれ5割軽減が28世帯が増えて、令和6年度の課税状況から見てということで、5割軽減が28世帯、2割軽減が1世帯減ということと言われましたが、増減でいうと160万円ぐらいの減額になるということでもありますけど、この減額についてはもちろん国のほうで補填されるということでもよろしかったでしょうか、教えてください。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） この軽減拡大によります保険税の減収分につきましては、保険基盤安定制度としまして県が軽減分の4分の3を負担します。また、残りの4分の1につきましては市の一般会計からの繰入れによって対応させていただきます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（大野慎治君） 素朴な疑問なんですけど、低所得者に対する軽減措置の対象を拡大するために7割軽減は改正なしになっておるんですけど、その理由はどういうことでしょうか、教えてください。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） 今回の軽減につきましては、国の法改正に基づいて軽減制度を改正されておりますので、岩倉市としましては、国の法改正に倣って条例改正をしているものです。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第45号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第45号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に陳情に入ります。

初めに、陳情第6号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情の取扱いはいかがいたしましょう。

◎委員（大野慎治君） 委員長、すみません。後ほどで結構なんですが、高額療養費の自己負担の引き上げの凍結を求める意見書を後ほど議題に上げていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） 分かりました。

では後で、まず陳情についての取扱いをいかがいたしましょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

そして、ただいま本陳情に関連いたしまして、高額療養費の自己負担引き

上げの凍結を求める意見書を委員会提出議案として提出してはどうかという御意見がありましたので、各委員の御意見をお聞きしたいと思います。

意見を述べたい委員は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、お諮りいたします。

陳情第6号については聞きおくとして、そしてただいま大野委員から意見のありました高額療養費の自己負担引き上げの凍結を求める意見書については、後ほど委員会提出議案として取り扱うこととすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 後ほど取り扱わせていただきます。

御異議なしと認め、そのように取扱いをいたします。

先に、続いて陳情第11号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第12号「介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第13号「国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の取扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは、先ほど大野委員から御提案がありました高額療養費の自己負担引き上げの凍結を求める意見書についてを議題といたします。

ただいま意見書案が配付されております。

初めに、この意見書の文案につきまして大野委員から説明をお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 事前には委員の皆様には配付させていただきましたが、委員長、朗読したほうがよろしいですか。

◎委員長（水野忠三君） 一応じゃあよろしいですか、朗読、皆様。
じゃあお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） じゃあ朗読をさせていただきます。

すみません。高額療養費の自己負担引き上げの凍結を求める意見書、（案）はついておりませんが、案です。

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、本来、制度の拡充を目指すべきである。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、令和7年8月から3回に分けて自己負担の上限額を引き上げることとを一旦は決定した。その後、総理はがん患者団体の代表者らと面会し、上限額の引上げを見送る決断をした。

一旦は決定されたこの制度の見直しは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼす。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から治療が受けられなくなる、生活が成り立たなくなる、生死に直結する治療の継続を断念しなければならなくなるといった懸念や悲痛な声が多く上がっている。命に関わる問題であるにもかかわらず、今回の引上げをめぐっては当事者の意見を聞かず、短期間で拙速に決定されたものであると受け止めており、そのプロセスも不適切であった。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体の意見の事前聴取という適正な手続を経るべきである。

一方、政府は、この秋までには自己負担の引上げも含む高額療養費について、新たな方針を決定することとしている。既に、患者団体からは、短期間で審議されれば不十分な検討になるとの懸念も示されている。既に税と社会保険料を合わせた国民負担率が50%に近い水準まで上昇し可処分所得が減り、

賃上げが物価上昇に及ばず、実質所得が３年連続マイナスとなる中で、高額療養費の自己負担を引き上げること自体が、生死に直結する治療を必要とする国民に、治療中止を強いるものであり、著しく不適切である。

よって、岩倉市議会は政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引上げを凍結し、見直しの議論については、基礎自治体と都道府県の声、被保険者の声をしっかりと酌み取り、誰もが安心して医療にかかることができる制度となるよう、慎重に審議することを強く求める。

以上でございます。

◎委員長（水野忠三君）　ありがとうございます。

追加の補足説明はありますでしょうか。

〔「意見を述べればいいですね」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　まずよろしいですか。一旦委員の意見聴取に移ってよろしいですか。

それでは、御意見をそれぞれ委員の方からお伺いをしたいと思います。

御意見はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君）　高額療養費制度というのはがん患者や難病の患者だけでなく、普通に入院治療となった場合は一般の疾病でも使う制度だというふうに思います。

外来ではほとんど使えないかもしれないけど、外来で手術やった場合なんかは可能性はあるのかなというふうに思っていますけど、そういう制度で、我々にとっても非常に身近な制度です。

市民にとっては本当に切実に大事な制度だというふうに思っているものですから、私はこの自己負担引上げについては撤回をすべきだというふうに考えているわけですが、国の政治の状況だとか委員の皆さんの政治的な立場だとかこういうことを考慮すると、この意見書の中身で合意をつくっていければなというふうに思っているところであります。

本当に、私は医療事務をしていたものですから、入院患者さんに大体お金に困っている人たちが何人かいて、勧めるのがやっぱりこの高額療養費の制度と、あと傷病手当制度とか、社会保険で働いている方については。あるいは各自が入っている生命保険関係の給付を受けるというようなことを勧めてきましたので、そういった点でも非常に大事な制度だと思いますので、ぜひこの内容で合意を取って意見書を委員会提出議案として出していけたらというふうに思っています。

◎委員（井上真砂美君）　私も賛成の立場のほうで意見述べさせてもらいたいんですけども、この請願のほうに出ているのは凍結という言葉で、ちょ

っと将来のことを考えますと、持続可能な国のことを考えると撤回という言葉がちょっと厳しいかなという気持ちを持っていたわけで、凍結というようなことを。

それから岩倉市議会、これから自己負担の引上げとかいろいろ慎重に審議することを強く求めるというような書き方もされているので、こちらのほうの意見書であればいいかなというふうな思いはしておりますが。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） 私自身もこの制度を使ったことがあります。300万ぐらいする手術でしたけれども実際払ったのは二十数万円ということで、非常にありがたい制度だなというのは実感しています。

ただ一方で、やっぱりこの制度を維持していくにはということを見ると、いろいろと考えていかなきゃいけないのも事実だと思います。

今のこの制度の内容を見ますと、年収によって4段階ぐらいになっているかな、69歳以下、なっているんですけども、一律で自己負担を引き上げるというよりは、私は先ほど木村議員がさっきの議案でお話ししたように、やはり高額の高い収入がある方にはもう少し負担していただくということも考えていかなきゃいけないとは思っています。逆に低所得者の人は下げてもいい、下げることを考えつつ上は上げるとか、そんなことを考えながら議論していくことも大事なんじゃないかなと思います。

よって、今回のこの意見書の内容ですけれども、凍結という言葉に変えていただけたのは評価します。ただ、凍結という言葉に少しちょっと自分なりにちょっと引っかかっている部分があって、一律値上げすることは当然僕は反対なんですけれども、やっぱり高い収入の方には少し考えていかなきゃいけないことも含めないといけないんじゃないかなというふうにも思っています。

なので、この凍結という言葉のところを何か別の、別のというか引上げも少しは考えなきゃいけないということを踏まえた上で、例えばですけど、高額療養費の自己負担引上げの慎重な審議を求める意見書とか、当たり前なんですけれども、そういった言葉にできればなというふうには少し思っております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ただいま片岡委員のほうから、高額療養費の自己負担引上げの慎重な議論ですか、慎重な審議を求める意見書で、そうすると多分本文のほうも多少凍結という言葉をちょっと置き換えないといけないと思うんですけども。

◎委員（大野慎治君） すみません。事前に皆様の御意見を拝聴して、最後のところに慎重に審議することを強く求めるというふうに文末を変えてございますので、もともと市民の方に、慎重審議を求めるというのだとよく分からないのであえて凍結というふうに書かせていただいたんですが、例えばまた、凍結し、慎重審議を求める意見書とか、その最後の文末の部分を上を上げてくるとかという形のほうがより市民の方に分かりやすいのかなというのが出て、今片岡委員の御意見を聞くと、そうやって凍結し、慎重審議を求める意見書という形でもいいのかなというふうにもちょっと考えました。

◎委員長（水野忠三君） それでは、凍結という言葉に関してちょっとという意見と、残す方向でという意見があるんですけども、この点についてはいかがですか。

◎委員（片岡健一郎君） そうですね。この凍結という言葉の意味の中にもこういう思いが現れるのかを少し聞きたいんですね。

当然凍結ということは、また解けたら議論していくべきだというふうには思われているのか、むしろもしくはもうこの値上げに関してはもう駄目なんだという思いなのか、そこを確認したいです。

◎委員（大野慎治君） 本当は当初は廃止で出そうかなと考えておりましたが、やっぱり皆様の合意が取れることと、将来的な議論というのは必要であるというのは当然であると思ったので、最後の、よって岩倉市議会はこの以降の文章に思いを込めさせていただいておるので、凍結という言葉、できれば市民の方に分かりやすいので残したいなというのが思いでございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 表題を慎重審議にするということも僕はあり得るなと思って、例えば、その最後の段落のところの高額療養費の自己負担引上げについての現時点での政府案については一旦撤回しとか、で、さらなる慎重な審議というふうに、そういう言葉にしてもいいのかなというふうに思っています。文の中でね。

◎委員長（水野忠三君） 一旦ちょっと確認なんですけれども、政府案というのは一回もう引っ込めているので、今の段階ではテーブルにのっていないとか、ないということかと。

◎委員（木村冬樹君） 当初の予算で上げられたもんだからね。その案、あるのよ。

◎委員（大野慎治君） あくまでも政府案は見送ると言っただけで凍結はしておりません。

慎重審議するかどうかは参議院選挙後の議論だと思うので、岩倉市議会は

市民の立場を考えて凍結、慎重審議というのが考えなのかなと。市民の立場で考えると、そちらのほうに近いのかなというふうに思っております。

◎委員長（水野忠三君）　じゃあちょっと確認させていただくと、まず表題については、「高額療養費の自己負担引き上げの慎重な審議を求める意見書」で合意が取れるということによろしいですか。

◎委員（木村冬樹君）　表題のところは、ちょっと凍結という言葉を残したい人とどうかという人がいるもんだから、そこをどうするかということで、だから高額療養費の自己負担の引上げの凍結及び慎重審議を求める意見書ぐらいにしておいたらどうかな。文案はそのとおりになっているんだよね。

◎委員長（水野忠三君）　ただ、やっぱり凍結という言葉がちょっとという御意見が入っているかと思うので。

◎委員（木村冬樹君）　だからその意見というのは、さっき片岡さんの意図しているのは凍結ということは解けるものだからということで、要するに一旦白紙に戻して、もう一回、何ていうんだろう、負担の在り方を見直せというのが片岡さんの御意見だと思うもんだから、そういう言葉になるんだったら僕はそれで大賛成だなというふうに思うんだけどね。

◎委員長（水野忠三君）　それは例えば「一時凍結し、慎重な審議を求める意見書」とか。

◎委員（木村冬樹君）　だから、凍結という言葉が気になるんでしょう。

◎委員長（水野忠三君）　じゃあやっぱりそこ……。

◎委員（木村冬樹君）　審議を分かりやすくするというのも……。

◎委員長（水野忠三君）　そうですね。

◎委員（木村冬樹君）　だから、「及び慎重審議」、「凍結及び慎重審議」という表題にしたらどうかな、言葉としては。

その上で凍結をしたところで考えていくという、そういうことを求めるということだもんで。表題だけそういうふうにするという。

◎委員長（水野忠三君）　片岡委員、いかがですか。

◎委員（片岡健一郎君）　慎重審議という言葉が入るなら。

◎委員長（水野忠三君）　入るなら。確認ですけど、その凍結という言葉があるのが気になられるということなのか、凍結という言葉があってもいいということなのか。

〔「ちょっと休憩もらっていいですか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　暫時休憩いたします。

（休　　憩）

◎委員長（水野忠三君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員（井上真砂美君） すみません。凍結という言葉があるんですけど、凍結ということは再度また審議するというようなことも乗せられていることですし、分かりやすいということもあるので、今は表題ということで、「高額医療費の自己負担の引き上げを凍結し、慎重審議を求める意見書」。

◎委員長（水野忠三君） 「慎重な」でいいですか。

◎委員（井上真砂美君） 「慎重な審議を求める意見書」、すっきりさせたほうがいいかなと思うんですけども、両者の言葉を入れているんですが。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

じゃあ表題に関して確認させていただくと、「高額療養費の自己負担引き上げを凍結し、慎重な審議を求める意見書」でよろしいですか。

「高額療養費の自己負担引き上げを凍結し、慎重な審議を求める意見書」ということで、表題のほうは決しました。

そして、あと冒頭から途中までの部分については異論がないかと思うんですけども、最後というか「よって」のところの段落の書きぶりといいますか表現ですけども、「岩倉市議会は政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引き上げを」の次はこのままでよろしいですか。

例えば「一時凍結し」とかいう、和らげるか、それからほかの言葉、表現に変えるかとか。

〔発言する者あり〕

◎委員（木村冬樹君） 表題は先ほど言ったところで合意ができたもんですから、その内容のとおりなもんだから、文章はこれでもいいんだけど、例えば片岡委員が言ったような負担の在り方の見直しだとかそういうことも入れたほうがよければそれを入れるかだね。

だから、「見直しの議論については基礎自治体と都道府県の声、被保険者」、被保険者というのは患者団体も含めて、「声を聞いてしっかり酌み取り、負担の在り方も含めて、誰もが安心して医療にかかることができる制度となるよう」とかね、そういうことをこの「酌み取り」の後に「負担の在り方も含めて」という言葉を入れるかかな。

◎委員長（水野忠三君） 「しっかりと酌み取り、負担の在り方も含めて誰もが安心して」というふうに。

ちょっと念のため確認ですが、「凍結し」という言葉はこのままでいいですか。ほかの言葉とか、例えば「一時凍結」とか「一旦凍結し」とかいう、和らげるというか、いいですね、このままで。よろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　じゃあよろしいですか。

その点はちょっと、異論があれば、今。

〔「異論はないです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　よろしいですか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　では表題は先ほど決したとおりで、内容についても、もう一度念のため読みます。「よって」のところだけ。

「よって、岩倉市議会は政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引上げを凍結し、見直しの議論については基礎自治体と都道府県の声、被保険者の声をしっかりと酌み取り、負担の在り方も含めて」という部分を入れて、そこも点ですか、「負担の在り方も含めて、誰もが安心して医療にかかることができる制度となるよう慎重に審議することを強く求める」でよろしいですか。

あと提出先等についても特に御異論はございませんか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　あとその他も含めまして、御意見その他ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君）　それでは、その意見書の文案につきましては、ただいま確認させていただいた表題の一部変更と、よってのところの段落の一部変更した上で、今合意が取れた文案として委員会提出議案として提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。